

第2期香美市子ども・子育て支援事業計画の
変更について（任意記載事項の追加）

「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律」（令和3年5月28日公布）
子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正（令和4年4月1日施行）

・概要

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関の相互の連携の推進に関する事項を追加する。

参考資料

基本指針の改正について

令和3年12月8日内閣府子ども・子育て会議（第59回）資料を添付

（基本指針については、12月中に改正し、公表される予定。）

令和4年度が第二期子ども・子育て支援計画の中間見直し時期にあたるため、他の事業計画や見込み量の見直しと併せて検討を行う。